



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年1月13日金曜日 第373号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出（2件）.....	（医療対策課）.....	11
農用地利用配分計画の認可.....	（農政課農地・担い手対策室）.....	11
市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	（農地整備課）.....	12
地域森林計画の公表.....	（林業政策課）.....	12
地域森林計画の変更の公表（4件）.....	（ " ）.....	12
森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	（森林整備課）.....	13
保安林予定森林にする旨の通知（7件）.....	（ " ）.....	14
港湾計画の変更の概要.....	（港湾海岸課）.....	16
公共測量の終了の通知.....	（道路維持課）.....	16
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	（会計課）.....	16
指定居宅サービス事業者の指定.....	（中予地方局地域福祉課）.....	17
道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....	（中予地方局管理課）.....	17
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）.....	17
落札者等の告示.....	（警察本部会計課）.....	17

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	（選挙管理委員会）.....	18
政治団体の届出事項の異動の届出.....	（ " ）.....	18
政治団体の解散の届出.....	（ " ）.....	18
資金管理団体の指定の届出.....	（ " ）.....	18
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	（ " ）.....	19

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第28号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
放射線第一病院	今治市北日吉町一丁目10番50号	医療法人順天会	令和8年1月5日まで

○愛媛県告示第29号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	大 洲 市	令和8年1月10日まで

○愛媛県告示第30号

令和4年12月23日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
赤松邦子	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町立間2番耕地1691番	6,507
石山定義	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1714番	264
上杉竜也	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1741番1ほか5筆	7,226
河野道成	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町立間2番耕地1581番ほか1筆	8,356
清水実郎	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1752番2ほか2筆	1,209
二宮克宏	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1691番1ほか5筆	1,700
二宮儀雄	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1761番	688

長谷音和	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1779番ほか1筆	1,423
濱田源一郎	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1692番ほか4筆	1,461
堀川耕輔	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1757番ほか2筆	4,821
松下甲造	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1792番	1,854
毛利弘子	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1705番1	534
山内一成	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1707番1ほか1筆	151
二宮定俊	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市白浦1727番1	1,033
赤松将太	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津2番耕地318番1ほか7筆	6,601
加賀山洋介	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津2番耕地7	1,284
木下登善	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津乙10番	235
高月吉太郎	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津2番耕地326番ほか4筆	3,563
河野勝彦	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津乙8番2ほか6筆	3,142
河野雄哉	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津乙20ほか14筆	7,684.95
小西輝	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津2番耕地18ほか1筆	4,918
清家明	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津乙21番1ほか5筆	8,035
清家一成	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津1番耕地400番1	1,805
西村健	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津1番耕地402番ほか7筆	12,849
西村信人	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津2番耕地328番2	1,056
稲葉岩由	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津2番耕地321番ほか1筆	687
稲葉利彦	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津2番耕地13番ほか2筆	2,827
高月富則	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市吉田町法花津1番耕地416番ほか4筆	9,476

2 認可年月日

令和5年1月4日

○愛媛県告示第31号

宇和島市営農地災害関連区画整備事業河内地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

令和5年1月16日から2月10日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、令和4年12月27日、肱川地域森林計画を立てた。

肱川地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課及び肱川流域林業振興課において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和4年12月27日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和4年12月27日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局農林水産振興部森林林業課及び四国中央駐在（四国中央森林林業振興班）において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和4年12月27日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局農林水産振興部森林林業課及び東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在（今治森林林業振興班）において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和4年12月27日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局農林水産振興部森林林業課及び愛南駐在（愛南森林林業振興班）において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第37号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1) 県税全税目（国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(2) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 県税（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書</p> <p>(7) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書</p> <p>(8) 前2号に規定する税のうち納税の猶予等を受けたものがある者にとっては、当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等</p> <p>(9) 省略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、告示の日から施行する。</p>	<p>(資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1) 県税全税目 _____ について未納がないこと。</p> <p>(2) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税 _____ について未納がないこと。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 県税（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税 _____ について未納がない旨の証明書</p> <p>(7) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税 _____ について未納がない旨の証明書</p> <p>(8) 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、告示の日から施行する。</p> <p>2 資格審査を受けようとする者が、<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条第1項に規定する事実又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定する事実がある場合において、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定による納税の猶予又は地方税法第15条第1項若しくは附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けたときは、当該資格審査に係る第2条第2項、第3条第2項及び様式第1号の規定の適用については、第2条第2項第1号中「県税全税目」とあるのは「<u>県税全税目（国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項若しくは附則第59条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除</u></u></p>

様式第1号(第3条関係) 競争入札等参加資格審査申請書

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(5) 省略

(6) 県税(地方消費税を除く。)並びに特別法人事業税及び地方人特別税(これらのうち国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予又は地方税法(昭和25年法律第226号)第15条第1項の規定による徴収の猶予(以下「納税の猶予等」という。))を受けたものを除く。)について未納がない旨の証明書

(7) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税(これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。)について未納がない旨の証明書

(8) (6)及び(7)に規定する税のうち納税の猶予等を受けたものがある者にあつては、当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等

(9) 省略

く。)」と、同項第2号中「消費税」とあるのは「消費税(これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。)」と、第3条第2項第6号及び同様式注4(6)中「地方人特別税について未納がない旨の証明書」とあるのは「地方人特別税(これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。)について未納がない旨の証明書並びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等」と、同項第7号及び同様式注4(7)中「地方消費税について未納がない旨の証明書」とあるのは「地方消費税(これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。)について未納がない旨の証明書並びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等」とする。

様式第1号(第3条関係) 競争入札等参加資格審査申請書

省略

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(5) 省略

(6) 県税(地方消費税を除く。)並びに特別法人事業税及び地方人特別税 _____

_____ について未納がない旨の証明書

(7) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税 _____ について未納がない旨の証明書

(8) 省略

○愛媛県告示第38号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

東温市河之内字アンゾ乙1670の26、乙1670の31、乙1670の32、乙1670の35、乙1670の40、乙1670の42、乙1670の43、乙1670の131

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第39号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町上灘字船木庚240の1、庚243の16、庚244の1、庚244の2、庚245の1から庚245の3まで、庚246の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字船木庚240の1・庚243の16・庚244の1・庚244の2・庚245の2(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第40号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊予市双海町上灘字峰壬205の1、壬205の2、字向井壬261、壬263、字大谷甲4952、甲4953
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字峰壬205の1・字向井壬261・壬263・字大谷甲4952(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、字峰壬205の2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第41号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊予市双海町高岸字大ノ地乙1197の3、字カキノ木畑ケ乙1198の3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び伊予

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第42号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
大洲市河辺町北平239、240、244、245、250、252、253、258から263まで、266から276まで、281、282、316から319まで、330
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
河辺町北平253・258・259(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第43号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市城川町野井川448の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
城川町野井川448の2(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第44号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法

(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市野村町野村16号972、16号974、16号975、16号1002の2、16号1026から16号1032まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

野村町野村16号972・16号974・16号975・16号1002の2・16号1027から16号1030まで(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第45号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和5年1月13日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要(令和元年5月愛媛県告示第88号)、東予港港湾計画の変更の概要(平成25年9月愛媛県告示第1027号)及び東予港港湾計画の変更の概要(平成17年5月愛媛県告示第1028号)によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 土地造成計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積(ヘクタール)	用途
西条	4(4)	埠頭用地

○愛媛県告示第47号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

	2(2)	港湾関連用地
--	------	--------

注()の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画を示す。

(2) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積(ヘクタール)	用途
西条	17(17)	埠頭用地
	12(12)	港湾関連用地
	450(450)	工業用地
	9(9)	交通機能用地
	7(7)	緑地

注()の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

(3) その他の計画

小型船だまり計画

既定計画を変更する事項

地区名	港湾施設
西条	泊地、防波堤、物揚場、小型栈橋、船揚場、埠頭用地

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第46号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量(砂防基盤図作成)

2 作業期間 令和4年7月14日から12月22日まで

3 作業地域 今治市、上島町

指定番号	売りさばき人		売りさばき所	指定年月日
	住所	氏名又は名称		
松第103号	松山市一番町四丁目4番地2	愛媛県職員消費生活協同組合	松山市一番町四丁目4番地2	令和4年12月23日

○愛媛県告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年1月13日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社シャルマン	ヘルパーステーション シャルマン	愛媛県新居浜市郷3丁目14番13号	令和4年11月1日	訪問介護
株式会社いまじん	あおぞらヘルパーステーション	愛媛県新居浜市泉池町7-12-201	令和4年11月1日	訪問介護
社会福祉法人愛美会	デイサービスセンター三島の社	愛媛県四国中央市上柏町202-1	令和4年11月1日	通所介護

○愛媛県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	松山東部環状線	松山市畑寺三丁目312番2地先から 同市畑寺四丁目165番2まで	旧	メートル 4.8~9.0	キロメートル 0.310	
			新	10.0~15.7	0.310	

○愛媛県告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年1月13日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第40号 令和4年12月28日	伊予市上吾川字布部甲757番1	伊予市下吾川2045番地1 株式会社 マミーハウス

○愛媛県告示第51号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年1月13日

愛媛県知事 中村 時広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
ICカード運転免許証作成システム一式の賃貸借契約及びICカード運転免許証等消耗品代（1枚当たり）の単価契約	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和4年12月9日	東芝自動機器システムサービス株式会社 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1	6,180,867円（月額）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
森高だいすけ後援会	森 高 大 輔	近 藤 敏 弘	四国中央市土居町入野139 - 1	令和4年12月14日
村上信太郎後援会	村 上 信 太 郎	村 上 信 太 郎	今治市北宝来町一丁目5 - 11	令和4年12月15日
国本健広後援会	國 本 健 広	國 本 健 広	松山市祝谷二丁目12 - 35	令和4年12月19日

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
たかみちが後援会	高 橋 望 亜	代 表 者	高 橋 望 亜	高 橋 房 代	令和4年12月21日
川本ケンタ後援会	川 本 裕 司	代 表 者	川 本 裕 司	山 田 富 繁	令和4年12月26日
橋本だいき後援会	橋 本 大 樹	主たる事務所の所在地	今治市阿方甲553 - 7	今治市波方町郷甲1375 - 3	令和4年12月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年1月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松井宏治後援会	松 井 宏 治	令和4年12月10日
中島ひろし後援会	相 原 利 雄	令和4年12月21日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和5年1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
村 上 信 太 郎	愛媛県議会議員	村上信太郎後援会	今治市北宝来町一丁目5 - 11	令和4年12月8日
國 本 健 広	愛媛県議会議員	国本健広後援会	松山市祝谷二丁目12 - 35	令和4年12月19日

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年1月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
高橋 房代	たかみちか後援会	令和4年12月21日